

重要事項等説明書

この書面では、UGOKU(移動の保険)※に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)について説明しております。ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※「UGOKU」はドライバー保険に「移動保険に関する特約」をセットした契約のペットネームです。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約などによって定められています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。また、ご不明な点については、「よくあるご質問」(<https://faq.sompo-japan.jp/idohoken/>)でご確認いただくか、UGOKUカスタマーセンターまでお問い合わせください。

 このマークが記載された項目は、「ご契約のしおり(約款)」に記載されています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトでご確認ください。
【公式ウェブサイト】
<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

用語	内容
き	記名被保険者 UGOKUの補償対象となる方の範囲の決定にあたって基準となる方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。なお、UGOKUにおける記名被保険者はご契約者と同一の方とし、ご契約期間の途中で変更することはできません。
こ	交通乗用具 自動車、自転車、車椅子、ベビーカー、歩行補助車(原動機を用い、かつ搭乗装置のある歩行補助車にかぎります。)、電車、ロープウェー、航空機、船舶、エレベーター、エスカレーター、動く歩道等をいいます。なお、キックボード(電動キックボードを除きます。)、スケートボード、三輪以上の幼児用車両、遊園地等で遊戯用に使用される乗り物等は含まれません。
ご契約期間 [保険期間]	ご契約いただいた保険で補償の対象となる期間をいいます。なお、ご利用開始日が申込日と同日の場合、申込みが完了し、ご契約が成立した時点から、補償の対象となります。 UGOKUのご契約期間は、1か月間です。
ご契約者 [保険契約者]	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
ご利用開始日 [保険期間の初日]	ご契約期間の始まる日をいい、ご契約が成立した日またはご契約者が指定する日とします。 ただし、更新後契約においては、前契約のご利用開始日の1か月後の応当日とします。
ご利用終了日 [保険期間の末日]	ご契約期間が終了する日をいい、ご利用開始日の1か月後の応当日の前日とします。 ただし、ご利用開始日が月の末日のときは、翌月の末日の前日をご利用終了日とします。 なお、ご利用終了日が2月となる場合で、ご利用開始日の1か月後に応当する日がないときは、2月末日の前日をご利用終了日とします。
と	同居 生活の本拠地として同一家屋*に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。 ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。

用語	内容
と	同居 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。) ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。) ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま(住民票記載の有無は問いません。) ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができます、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
	搭乗中 交通乗用具の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中のことをいいます。
は	配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1および同性パートナー※2を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
ひ	被保険者 保険契約の補償の対象になる方をいいます。
ほ	保険金 事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
	保険金額 保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
	保険証券 ご契約いただいた内容を証明するために、損保ジャパンが作成しご契約者に送付する書面をいいます。 ただし、UGOKUにおいては保険証券を送付しませんので、UGOKU専用お客様ページでご契約内容をご確認ください。
	保険料 ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
み	未婚のお子さま これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 注意喚起情報 「約款とは」「UGOKUの補償内容、保険料および支払方法」

UGOKUは、主に自動車運転中以外の交通乗用具での移動中の事故や、歩行中の他の乗り物との接触事故を補償します。

(注)一部の補償は、被保険者が自動車を運転している間に生じた事故の場合も補償の対象となります。

①UGOKUの基本的な補償、特約

契約概要

UGOKUの基本的な補償、特約は、次表のとおりです。補償内容は1プランのみとなっており、選択・変更はできません。

	基本的な補償、特約	保険金額
相手への賠償	個人賠償責任特約	●日本国内で発生した事故:無制限 ●日本国外で発生した事故:1事故につき1億円限度
ご自身のケガの補償	人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)	●人身傷害交通乗用具事故保険金 1事故1名につき3,000万円 ●入院定額給付金 1事故1名につき10万円
その他の補償	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) 自転車等のロードアシスタンス特約 宿泊・移動費用特約	●被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 ●被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 ●刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 ●刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度
お手続き関係	安心更新サポート特約(移動保険用)	—

②補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次表の特約については、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく特約	補償が重複する例
個人賠償責任特約	自動車保険、火災保険、傷害保険の個人賠償責任特約など
人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)	自動車保険の人身傷害交通乗用具事故特約または人身傷害車外事故特約など
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)または弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、傷害保険の弁護士費用特約など

③記名被保険者の設定

契約概要

記名被保険者は補償対象となる方の範囲の決定にあたって基準となる方です。UGOKUの記名被保険者は、ご契約者と同一となり、ご契約期間の途中で変更はできませんのでご注意ください。

(2) 通信に関する事項

①通信環境

注意喚起情報

電波の安定した環境にてご契約のお手続きを行ってください。通信状況によりご契約のお手続き完了前に接続が切れてしまった場合は、ご契約のお手続きが有効に成立していない場合があります。お手続き状況をご確認いただき、未成立の場合は、最初からご契約のお手続きをやり直してください。

②パケット通信料

ご契約のお手続きを行う際に発生するパケット通信料は、お客様のご負担となります。

③通信トラブル時の取扱代理店および損保ジャパンの責任

注意喚起情報

ご契約者、取扱代理店および損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となつたためにお客様に生じた損害につきましては、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏えいしたためにお客様に生じた損害につきましても、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。その他については日本国内の法令によります。

(3) 補償内容および主な付帯サービス等 「UGOKUの補償内容、保険料および支払方法」

①UGOKUの補償内容

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
相手への賠償	<p>個人賠償責任特約 日本国内・国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など^{※1})により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。 なお、損保ジャパンの同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故にかぎり示談交渉サービスが付きます。</p> <p>【保険金額】 日本国内で発生した事故:無制限 日本国外で発生した事故:1事故につき1億円限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者などの故意によって生じた損害 次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害 <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さま等に対する損害賠償責任 ②被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ③被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑤航空機、船舶および車両などの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥約款に定める一部の受託品の損壊または盗難によって生じた損害など
ご自身のケガの賠償	<p>人身傷害交通乗用具事故保険(自動車運転中対象外)</p> <p>■人身傷害交通乗用具事故保険金 交通乗用具に搭乗中の事故や歩行中の交通乗用具事故により被保険者が亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>【保険金額】 1被保険者につき3,000万円</p> <p>(注1)補償の対象となる事故は、交通乗用具の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。ただし、次の事故を除きます。 ①記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが自動車を運転している間に生じた事故 ②記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主として使用する自動車に搭乗中の事故</p> <p>(注2)自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する損害賠償責任を負う方をいいます。)がない、または確認できないときは、約款に定める「損害額算定基準」のうち、「第1 傷害による損害」の「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象外となります。</p> <p>■入通院定額給付金 入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として10万円をお支払いします。</p> <p>(注1)他の保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)自動車事故以外の事故の場合で、賠償義務者(被保険者の被った損害に対する損害賠償責任を負う方をいいます。)がない、または確認できないときは、お支払いの対象外となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 被保険者が、交通乗用具の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで交通乗用具に搭乗中に生じた傷害 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害 被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失によってその本人に生じた傷害 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた傷害についてその方の受け取るべき金額部分 交通乗用具を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた傷害 被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する交通乗用具に搭乗している間に生じた傷害 異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗中に生じた傷害など
その他 の 他の 補 償	<p>弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)</p> <p>■被害事故弁護士費用保険金 日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。</p> <p>【保険金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 ●被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 <p>■刑事弁護士費用保険金 自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行なうために支出された弁護士費用^{※2}や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。</p> <p>【保険金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 ●刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 <p>(注)被保険者が自動車を運転している間に生じた事故も補償の対象となります。</p> <p>自転車等のロードアシスタンス特約 被保険者が使用または管理中の自転車等(自転車、車椅子または歩行補助車^{※3}。以下同様とします。)が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、被保険者が負担された運搬費用を5万円を限度にお支払いする特約です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者などの故意によって発生した被害事故によって生じた損害 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転している間に発生した被害事故によって生じた損害 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故によって生じた損害 被保険者が、交通乗用具の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで交通乗用具に搭乗中に生じた被害事故によって生じた損害 台風、洪水、高潮によって生じた損害など

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いすることができない主な場合
<p>宿泊・移動費用特約 被保険者が使用、管理または搭乗中の自動車または自転車等(自転車、車椅子または歩行補助車※3。)が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、運搬された場合※4に、被保険者が負担された宿泊費用および移動費用をお支払いする特約です。</p> <p>【保険金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ●移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度※5 <p>(注)被保険者が自動車を運転している間に走行不能となった場合も補償の対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車等のロードアシスタンス特約のお支払いの対象外となる事故によって生じた損害 ・ご契約者、被保険者などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・自動車の無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 ・自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれを行ふことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ・雪道、ぬかるみ、砂浜などによるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合に生じた損害 ・使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を使用している間に生じた損害 ・自動車の鍵の紛失、燃料切れにより生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害

※1 自動車運転中の事故等を除きます。

※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

※3 原動機を用い、かつ搭乗装置のある歩行補助車にかぎります。

※4 使用、管理または搭乗中の自動車が法令上走行不能となった場合は、自力で自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

※5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

②保険金額の設定 契約概要

UGOKUの補償内容ごとの保険金額は、任意に設定することはできません。補償内容ごとの保険金額は、UGOKU専用お客様ページのトップから遷移できる「補償内容について」、または1.(1)①UGOKUの基本的な補償、特約でご確認ください。

③付帯サービス 「UGOKUロードアシスタンス利用規約」 契約概要

UGOKUロードアシスタンスの「自転車等の搬送サポート」および「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは、「ご契約のしおり(約款)」に記載のUGOKUロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

④補償の対象となる方の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる方(被保険者)の範囲は、原則、次のとおりです。

①記名被保険者

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

ただし、それぞれの補償内容によって取扱いが異なりますので、詳しくは、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

⑤補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

UGOKUの補償の開始時刻と終了時刻の考え方は、以下のとおりです。

●補償の開始時刻

補償の開始時刻は、新規契約と更新後契約で、それぞれ次のとおり異なります。

<新規契約>

・ご利用開始日が申込日と同日の場合、申込みが完了し、ご契約が成立した日時を開始時刻とします。

・ご利用開始日が申込日の翌日以降の場合、ご利用開始日の0時を開始時刻とします。

<更新後契約>

・ご利用開始日の0時を開始時刻とします。

●補償の終了時刻

補償の終了時刻は、ご利用終了日の24時とします。

(注)時刻は日本時間表示とします。

【補償の開始・終了時刻の考え方】

■新規契約ご利用開始日が申込日と同日の場合



■新規契約ご利用開始日が申込日の翌日以降の場合



(4) 保険料の決定の仕組みと払込方法・支払方法

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

UGOKUの補償内容は1プランのみとなるため、保険料は一律980円で、1か月ごとの自動更新となります。

また、保険金をご請求された場合であっても、更新後契約の保険料には影響はありません。

② 保険料の払込方法・支払方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約の保険料は、クレジットカードにより一括してお支払いいただきます。他の払込方法は選択できません。

(注1)ご契約者、その配偶者、またはこれらのご親族名義のクレジットカードにかぎります。

(注2)クレジットカード会社からお客様への毎月の請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 契約締結時におけるご確認事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

UGOKUの告知事項は次のとおりです。

・ご契約者(記名被保険者)の氏名、生年月日

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

注意喚起情報

ご契約期間が1年を超えるご契約ではないため、クーリングオフの対象ではありません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

通知義務はありません。

お客様にてUGOKU専用お客様ページで可能な変更およびその他の手続きは次のとおりです。

・ご契約者(記名被保険者)名の変更^{*1}

・ご住所、連絡先の変更

・お支払いのクレジットカード番号の変更

・ご契約の取消^{*2}

・ご契約の自動更新の停止^{*3}

・自動更新の停止手続きの取消^{*3}

※1 改姓・改名または訂正にかぎります。別の方へ変更することはできません。

※2 ご利用開始日の前日以前のみ手続き可能です。ご利用開始日以降は原則として取消できません。

※3 通知締切日である、ご利用終了日までにUGOKU専用お客様ページにてお手続きが必要です。

(2) 安心更新サポート(自動更新)

契約概要

「安心更新サポート(自動更新)」

UGOKUには、安心更新サポート特約(移動保険用)が必ずセットされます。

この特約により、通知締切日^{*}までに損保ジャパンまたはご契約者のいずれかから契約を更新しない旨の申出がないかぎり、満期時と同等の内容で自動的にご契約を更新します。自動更新を停止する場合は、通知締切日^{*}までにUGOKU専用お客様ページにてお手続きをお願いいたします。

※ご利用終了日とします。

(注)更新後契約のご利用開始日までに、更新後契約の保険料について、ご登録いただいたクレジットカードの利用承認が得られない場合は自動更新されません。

(3) 返還保険料等

契約概要

注意喚起情報

ご契約を取り消した場合、取り消されたご契約の保険料の全額を返還します。

(4) 重大事由による解除

注意喚起情報

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合

●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(5) 保険会社による自動更新の中止

注意喚起情報

ご契約は、原則、1か月ごとに自動更新されますが、事故による保険金の請求歴等によっては更新後契約の引受けを見送させていただく場合がございます。この場合、更新前契約のご利用終了日の7日前までにご連絡いたします。

また、更新後契約のご利用開始日までに、更新後契約の保険料について、ご登録いただいたクレジットカードの利用承認が得られない場合も、自動更新を中止させていただきます。この場合、更新前契約のご利用終了日まで継続的にご連絡いたします。

(注)損保ジャパンからの自動更新を行わない旨の意思表示は、原則、電子メールおよびUGOKU専用お客様ページへのお知らせ配信により行います^{*}。

お客様が確認済みか否かを問わず、自動更新の中止は実施しますので、ご登録のメールアドレスは常に損保ジャパンからのメールの受信が可能なものをご登録ください。

※ご登録のメールアドレスへのメール送信ができない場合は、ショートメッセージサービス等でご連絡をすることができます。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 個人情報の取扱いに関する事項

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受け・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)を利用します。また、次の①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等を利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご確認ください。

(3) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(4) 加入手続きについて

UGOKU専用申込みページを経由してのお申込みとなります。

5. 事故が起こった場合

【図】「事故が起こった場合」

事故が起こった場合は、損保ジャパンにご連絡ください。また、保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。

【図】のマークに記載の項目、または「苦情・ご相談窓口」など、この書面に記載のない項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

事故が起こった場合または故障・トラブルにより走行不能となつた場合は、下記サポートセンターまでご連絡ください。

【UGOKU専用窓口:事故サポートセンター】

0120-202-105

<営業時間>24時間365日

商品やご契約内容の変更に関するお問い合わせは、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

【UGOKUカスタマーセンター】

0120-200-663

平日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)
[公式ウェブサイト]https://www.sompo-japan.co.jp/contact/contact_01/idohoken/

保険会社との間で問題を解決できない場合

注意喚起情報

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

 0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



損害保険ジャパン株式会社

SOMPOグループの一員です。

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>